

以下の問題において、その内容が正しければ、解答用紙の左欄にマークを、誤りであれば、解答用紙の右欄にマークをしない。

第1問 ココム規制は、すでに廃止されているので、現在は武器を除いた全品目を法律に縛られずに自由に輸出することができる。

第2問 不拡散型輸出管理の規制の対象は、核兵器やミサイルなどの軍用の関連機器・資材であって、軍事と民生の両方に使用される関連機器・資材は対象ではない。

第3問 日本の安全保障関連の輸出規制は、国際的な条約や国際的な合意等には関係なく、日本の安全保障の観点から行われている。

第4問 安全保障貿易管理では、CD-ROMやDVDなどに書き込まれた技術情報やプログラムについても、規制の対象となりチェックが必要である。

第5問 ワッセナー・アレンジメントは、地域紛争防止の観点から、イスラエル、南アフリカ共和国を含む33カ国が創立メンバーとなって設立された。

第6問 大量破壊兵器を搭載できるミサイルは、NSGで輸出規制されている。

第7問 中国は、すべての国際的な輸出管理のレジームに積極的に参加している。

第8問 生物・化学兵器関連資機材の輸出規制について取り決めているのは、アメリカン・グループ（AG）である。

第9問 日本政府は、武器の輸出については、武器をはじめ、その部分品についても厳しく管理を行っている。

第10問 インスタント食品やお菓子の輸出は、キャッチオール規制の対象から除外されている。

第11問 リスト規制に該当する工作機械を中国に輸出する場合、仕向先が日本の大手自動車メーカーの現地工場であり、民生用途であるので、輸出許可は不要である。

第12問 リスト規制に該当する技術を電子メールで、友人である外国人（非居住者）に送付する場合、役務取引許可は必要である。

第13問 リスト規制の該当品であっても、少額特例で輸出許可を要しない貨物の取引の場合は、キャッチオール規制の観点からの需要者、用途のチェックは不要である。

第14問 ODA（政府開発援助）の関係で、リスト規制貨物を輸出する場合は、輸出許可申請は不要である。

第15問 経済産業省が作成する「外国ユーザーリスト」記載の企業・団体向けの輸出は、禁止されている。

第16問 最終的に北朝鮮に輸出する場合であっても、経由地がシンガポールであれば、許可申請の仕向地はシンガポールでもよい。

第17問 第1種一般包括輸出許可を取得すれば、リスト規制に該当する貨物を世界中に輸出することができる。

第18問 リスト規制に該当するポンプを中国にハンドキャリーで輸出する場合であっても、輸出許可申請は必要である。

第19問 輸出許可や役務取引許可の申請者は、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限る。

第20問 パキスタンの顧客からミサイルを造りたいので、炭素繊維を買いたいとファックスで連絡を受けたが、リスト規制に該当する炭素繊維ではなかったので、輸出許可申請は不要である。

第21問 企業の輸出管理の最高責任者は、代表取締役又はそれに準じる者であることが必要である。

第22問 外国為替及び外国貿易法等により規制されている貨物の輸出に関する文書は、文書を作成した日から起算して、最低1年間は保管する必要がある。

第23問 企業の輸出管理では、該非判定、取引審査等の業務に関する責任者を明確に定めることが必要である。

第24問 企業の輸出管理では、取引審査を行う部門は、営業から独立していることが望ましい。

第25問 他社製品を輸出する場合、自社で確実な該非判定が行えなければ、メーカーの該非判定書を入手し、輸出者自身が再度チェックすることが肝要である。

平成16年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験（第1回）

（ S T C   A s s o c i a t e ）